

幼児教育・保育の無償化に関する給付認定について

令和元年10月から、総合的な少子化対策の一環及び子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化が始まりました。

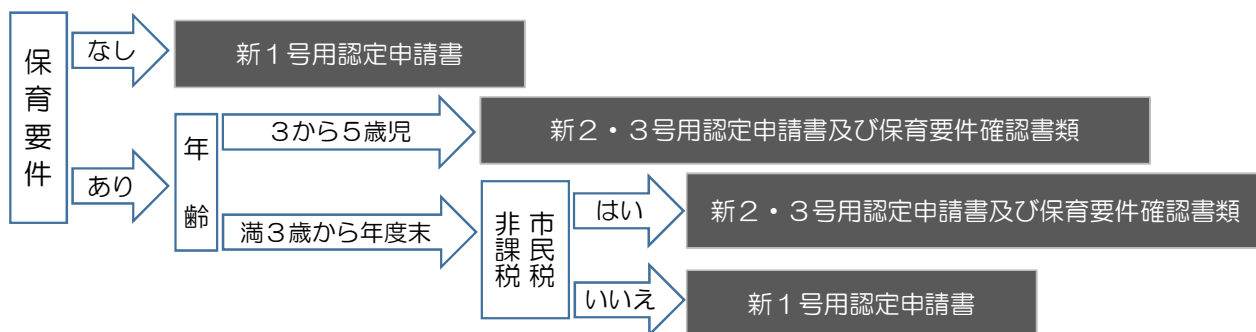
無償化の対象になるには、**給付認定**を受ける必要があります。

中に折り込んでいる「**子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書**」等を期限までに**直接幼稚園**に提出してください。

※ 保育要件などの詳細は、中面を御確認ください。

※ 寝屋川市には、幼稚園で取りまとめて提出します。

【提出書類】



※ 保育要件の詳細は、3ページを御覧ください。

※ 「新〇号」とは、令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、改正された、子ども・子育て支援法第30条の4第1～3号の認定を受けた子どもをいいます。

【無償になる費用】

○ 施設等利用給付（保育料）

【対象者】3歳児から5歳児までの**すべての園児** ※満3歳児を含む

【対象利用料】幼稚園が定める月額利用料（月額上限25,700円）

※ 25,700円を超える部分の利用料は、幼稚園にお支払いいただきます。

※ 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者負担となります。ただし、年収360万円未満相当世帯と小学校3年生から数えて第3子以降の園児は、副食料費の費用が補助されます。

○ 預かり保育利用料

【対象者】「**保育の必要性の認定**」を受けた3歳児から5歳児までの園児

【対象利用料】預かり保育の利用日数に応じて、最大11,300円（満3歳児は16,300円）まで。

※ 満3歳児は、保育の必要性の認定を受けた市町村民税非課税世帯が対象

※ 認定を受けた方は、一度幼稚園に料金を支払い、その後利用料を請求いただくことで市から償還します。

※ 園が実施する預かり保育時間が一定の基準より少ない場合、認可外保育施設の利用が無償化の対象となることがあります。

【無償化となる預かり保育利用料の算定方法】

次のアとイを比較して低い方の金額が補助されます。
 ア：預かり保育利用料として園に支払った額
 イ：利用日数 × 450円（日額単価）として算出した額

＜事例1＞

A園児分として〇月に月額1万円を支払い、21日間預かり保育を利用した。
 ア：1万円
 イ：21日 × 450円 = 9,450円
 よって、A園児分の〇月の預かり保育利用料無償化額は、**9,450円**となる。

＜事例2＞

B園児分として△月に日額400円で19日利用、7,600円を園に支払った。
 ア：7,600円
 イ：19日 × 450円 = 8,550円
 よって、B園児分の△月の預かり保育利用料無償化額は、**7,600円**となる。

【申請書類】

●保育要件がない世帯

※ ただし、保育要件がある満3歳児クラスで市町村民税非課税以外の世帯を含む

⇒

① 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第1号）

+

② 申請子どもの本人確認ができるものの写し

（個人番号カードなど顔写真のあるものは1点、健康保険証や個人番号通知カードなど顔写真のないものは2点）
 ※健康保険証・医療証を添付される場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号は黒マジックで塗りつぶす等、マスキングをしてください。

+

③ 申請子どもの個人番号が確認できるものの写し

（個人番号カードや個人番号通知カードなど）

※ 新1号認定を受けることで施設等利用料（保育料）が無償となります。

●保育要件がある世帯

※ ただし、満3歳児クラスで市町村民税非課税以外の世帯を除く

⇒

① 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）

+

② 保育要件の確認書類

（P.3【保育要件とは】の③を参照してください。）

+

③ 申請者（保護者）の本人確認ができるものの写し

（個人番号カードや運転免許証など）

+

④ 申請書（保護者）の個人番号が確認できるものの写し

（個人番号カードや個人番号通知カードなど）

※ 新2号・新3号認定を受けることで、施設等利用料（保育料）と預かり保育利用料が無償となります。

※ 申請書に記入し、必ず専用封筒に入れ、のり付け等で封をして直接幼稚園に提出してください。
 記入漏れ・不備等があった場合、申請は成立しません。
 ※ 保育認定の事由を証明する「就労証明書」・「求職活動状況申立書」・「育児休業取得証明書」は、寝屋川市こども部保育課のホームページからプリントアウトできます。インターネット環境がない場合は、幼稚園から受け取っていただけます。

【保育要件とは】

① 保育認定の事由

保育認定を受けるには、父・母のいずれもが次の表のいずれかに該当する場合で、家庭での保育が困難であることが条件となります。

保育認定の事由	保育認定事由の要件
就労	月64時間以上、就労している場合（休憩時間を除く）
妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間がない場合 （出産予定日の前2か月、後2か月）
疾病・負傷・障害	保護者が疾病、負傷、障害のある場合
介護・看護	同居の親族を常時介護又は看護している場合
災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっている場合
求職活動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている場合
就学	月64時間以上、就学している場合（休憩時間を除く）
育児休業	育児休業時に、すでに保育施設等を利用しているお子さんがいて、継続利用が必要であると認められる場合 （育児休業に係るお子さんが2歳になった最初の3月31日まで）
その他	上記に類する状態として、市が認める事由に該当する場合

② 保育認定の有効期間

保育認定の事由	認定の有効期限（利用可能期間）
就労 介護・看護 災害復旧	当該子どもの小学校就学前まで
疾病・負傷・障害	診断書の記載等により家庭での保育が困難と認められる期間
妊娠・出産	出産予定日の8週前の日から出産予定日の8週後の日の翌日の属する月の月末まで
求職活動	認定開始日から90日目の属する月の月末まで
就学	保護者の卒業・修了予定日の属する月の月末まで

③ 保育要件の確認書類の提出（新2号・新3号）

保育認定の事由	確認書類	
就労	外勤	就労証明書
	内職	就労証明書と給料明細（月額2万円以上）の写し
	自営業	就労証明書
妊娠・出産	出産予定のお子さんの母子健康手帳の写し（1・4ページ目）	
疾病・負傷・障害	医師の診断書 ※病院の様式で構いません。	
介護・看護	医師の診断書、身体障害者手帳等の写し、療育施設の在園証明書等 ※病院等の様式で構いません。	
求職活動	求職活動状況申立書	
就学	在学証明書とカリキュラム	
育児休業	育児休業取得証明書	

【保護者の皆様へのお願い】

○以下の場合、認定の変更手続きが必要です。変更がある際は、随時保育課まで御連絡ください。

- ・保育要件の変更、消失があった
- ・世帯構成の変更があった（結婚、離婚等）
- ・利用施設を転園、退園する
- ・市外に転出する（引き続き同じ施設に通う場合も含む）

○施設等利用給付（新2・3号認定）を受けている児童について、認定の要件が引き続きあるかを確認するため、年に1回現況調査を実施します。

提出前に最終チェック！！

<input type="checkbox"/>	保育要件があるかどうか？ ⇒P.3の【保育要件とは】「①保育認定の事由」で確認してください。
<input type="checkbox"/>	保育要件がある場合、「保育要件の確認書類」の準備ができていますか？ ⇒P.3の「③保育認定の確認書類の提出」で確認し、必要な書類を準備してください。父母いずれもの保育要件の確認書類が必要です。また、勤務先が証明した就労証明書等の記載必須欄の記載漏れはないか確認してください。
<input type="checkbox"/>	保育要件がある場合、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（第30条の4第2号・第3号）」に漏れなく記入ができていますか？ ⇒もう一度、申請書を見て、記入が漏れていないか確認してください。
<input type="checkbox"/>	専用封筒の表裏の記入が終わっていますか？ ⇒専用封筒を確認してください。
<input type="checkbox"/>	専用封筒に必要な書類を封入し、のり付け等を行っていますか？ ⇒必要書類を専用封筒に入れ、のり付け等をしてください。

【問い合わせ先】

寝屋川市 こども部 保育課
TEL：072-812-2552（直通）
FAX：072-839-6767